

## 処 分 基 準

平成19年12月1日作成

法 令 名：地方自治法
根 抱 条 項：第238条の4 第9項
処 分 概 要：行政財産の使用許可の取消し
原権者（委任先）：兵庫県知事（本部長、警察署長）
法 令 の 定 め：公有財産規則第53条
<p>処 分 基 準：</p> <p>次のいずれかに該当する場合に、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>1 公用若しくは公共用に供するため必要が生じた場合（国、他の地方公共団体その他公共団体の公用又は公共用に供する場合を含む。） （公有財産規則第53条、昭和58年2月18日管第570号公有財産規則の運用について第3-17-(1)）</p> <p>2 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合 （公有財産規則第53条）</p>
問い合わせ先：当該警察署会計課（係）
備 考：